

事務連絡  
令和4年1月7日  
令和4年2月18日一部改正

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

#### 高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の実施方針等について

高齢者施設等の従事者等に対する検査に関しては、「高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の10月以降の実施方針について」（令和3年10月1日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域における集中的実施計画の実施方針については、当該区域の設定時に、改めてお示しすることとしていたところです。

本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、まん延防止等重点措置区域として、広島県、山口県及び沖縄県が指定されるとともに、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日（令和4年1月7日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域に指定された都道府県等は、「集中的実施計画を策定し、感染多数地域の高齢者施設等の従業者等に対する検査の頻回実施を行う」こととされました。これを踏まえ、今後の緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域に指定された都道府県等における集中的実施計画の実施方針について、下記のとおりお示しします。

あわせて、この際、これまでお願いしてきた高齢者施設等に対する検査に関する報告様式等について、あらためて整理・簡素化しましたので、御対応いただきますようお願いいたします。

なお、B.1.1.529系統（オミクロン株）については、ウイルスの性状に関する実験的な評価や疫学的な情報は限られているものの、感染拡大が生じた場合デ

ルタ株が主流であった今夏に比べ感染拡大の速度が非常に速い可能性があるという特性を踏まえ、緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域に指定された都道府県等以外においても、今後、緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域が指定された場合に、遅滞なく速やかに集中的実施計画に基づく検査を確実に実施できるようにするため、これらの区域の指定を受ける以前から、集中的実施計画の策定及び当該計画に基づく検査の実施に係る準備を開始していただきますようお願いいたします。

今般の一部変更により、濃厚接触者になった場合の待機を早期に解除するための検査を集中的実施計画に位置づける場合、集中的実施計画を変更するとともに、変更後の計画を厚生労働省に、2月28日（月）中に報告してください。（報告前に検査を開始することも差し支えありません。また、期限後に開始頂くことも可能ですので、ご相談ください。）

（主な改正カ所は太字下線）

## 記

### I. 集中的実施計画の策定及び実施について

- 緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域である都道府県並びに措置区域に定められた区域のある保健所設置市及び特別区においては、以下の①から⑧までを満たす集中的実施計画を策定し、緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域の指定が公示された日から3営業日以内に提出していただくとともに、集中的実施計画に基づく検査を行ってください。

※ これらの区域に指定されていない場合であって、地域の感染状況を踏まえ、自主的に集中的実施計画を策定した場合も、策定後速やかに提出をお願いします。

#### ① 対象地域の指定

地域の感染状況を踏まえ、対象地域を、保健所等の区域（保健所管轄区域の全部又は一部をいう。以下同じ。）を単位として指定してください。複数の保健所等の区域を指定することもできます。

#### ② 対象施設の設定

対象となる施設種別については、入所系の高齢者施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、障害者支援施設等）を基本として、これらに加えて、外部との接触の機会が多い通所系や訪問系の事業所も対象とすることを検討してください。また、医療機関のほかに、ワクチン接種の対象外の者が集団生活を送る小学校、保育所等も対象とすることを検討してください。

なお、対象となる施設種別毎の対象施設数を集中的実施計画に記載してください。また、施設併設の短期入所の事業所等において、従事者等が本体施設と兼務している場合であって、本体施設と当該事業所について一体として集中的検査を実施する場合については、本体施設のみを計画対象施設数に計上してください。併設の事業所が本体施設とは別に集中的検査の申込みを行い、集中的検査を受ける場合は、それぞれ計画対象施設数に計上してください。

施設種別及び具体的な施設の設定に当たっては、集団感染を防止すること、それにより医療提供体制への負荷の増大を防止することの重要性を踏まえ、例えば、規模の大きい施設により重点を置く等も考えられます。

### ③ 対象者の設定

集中的検査の実施は基本的に施設単位で行うこととし、「高齢者施設、特に長期入所型施設におけるクラスターは感染した職員から生じる傾向が多い。」（令和3年2月2日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策分科会「緊急事態宣言下での対策の徹底・強化についての提言」）との指摘を踏まえ、高齢者施設等の従事者は必ず対象としてください。また、外部と接触のある新規入所者等も対象にしている自治体もありますので、ご検討ください。

### ④ 検査方法の設定

検査方法として、個別検体によるPCR検査、個別検体による抗原定量検査、検体プール検査法によるPCR検査、抗原定性検査などを定めてください。

なお、検査方法を定めるに当たって、抗原定性検査の場合、検体中のウイルス量が少ない場合には、感染していても結果が陰性となる場合があるため、陰性の場合でも感染予防策の継続を徹底すること等、「医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査方法について（要請）」（令和3年1月22日事務連絡）に示された留意点を十分踏まえてください。

### ⑤ 検査の頻度の設定

緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の趣旨を踏まえ、できる限り週に1回程度実施してください。その際、対象施設については、上記②のとおり、重点化して差し支えありません。

全ての対象施設において週に1回程度実施することが困難な場合であっても、少なくとも2週間に1回程度は実施してください。

その際、受検施設及び都道府県等の負担ができる限り少なくなるよう、民間検査機関への外部委託等を含め、効率的な方法で実施することを検討してください。

週に1回の検査を実施するに当たっては、例えば、週の初めに施設がだ液採取容器を受け取り、速やかに配布し、週の中頃に検査機関が検体を回収し、

週の後半に検査結果の通知を受けるといった具体的なスケジュールが関係者間で共有できるよう、民間検査会社等の検査機関と調整を行ってください。

⑥ 検査区分の記載

感染症法に基づく行政検査として実施するものか、地方公共団体の独自事業として実施するものか、あるいは民間等において無償で提供される検査等を活用して実施するものかの区別を、集中的実施計画に記載してください。複数の区分に該当する場合には、すべて記載してください。

感染拡大地域における高齢者施設等の集中的検査は行政検査の対象となり、その費用の2分の1を感染症予防事業費等負担金として国が負担することとしています。なお、内閣府の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の交付限度額において行政検査の地方負担額と同額が加算される仕組みとなっています。そのため、必要な検査は広く実施していただくようお願いします。

また、行政検査ではなく地方単独事業等として集中的検査を実施する場合も集中的実施計画の対象となります。この場合、内閣府の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の地方単独事業分等の活用も可能です。その他、民間等において無償で提供される検査等を活用して集中的検査を実施する場合も集中的実施計画の対象となります。

⑦ 実施期間の設定

緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の趣旨を踏まえ、速やかに開始していただき、定められた措置期間の全てを実施期間としてください。

⑧ 社会機能維持者の濃厚接触者の待機を早期に解除するための検査

集中的実施計画を策定し頻回な検査を実施している場合、当該計画で対象としている施設等における、社会機能維持者が濃厚接触者になった場合の待機を早期に解除するための検査について、集中的実施計画に基づく検査の一環として行うことは差し支えありません。この場合、(別添1)下部の「対象施設数(予定)」の「社会機能維持者の濃厚接触者の待機期間の早期解除検査分」欄の該当施設種別に「○」を記入してください。

なお、集中的実施計画に基づく検査の一環として、実施可能な範囲は、原則、頻回な検査を行う対象として集中的実施計画に位置づけられている施設等となりますが、現時点で、自治体が集中的実施計画を策定していない場合や、集中的実施計画に位置づけられていない施設等であっても、今後、自治体が、頻回な検査を行う対象として集中的実施計画に位置づける予定がある施設等については、当該施設等における社会機能維持者が濃厚接触者になった場合の待機を早期に解除するための検査のみを実施することも差し支えありません。この場合、(別添1)下部の「対象施設数(予定)」の「まん

延防止等重点措置及び緊急事態措置分」欄については、可能な範囲で記載してください。

⑨ その他

高齢者施設等の従事者等に対する集中的な検査については、対象施設において実際に検査が行われることが重要であり、頻回検査を含む集中的検査の実施に当たっては、できる限り多くの高齢者施設等に検査を受けていただくよう取組をお願いいたします。

また、これまでの事務連絡でお示した検査の効率的な実施例等も踏まえ、確実な実施ができるよう、実施方法等の検討をお願いいたします。例えば、民間検査機関に、施設からの検査の申込の受付から検査結果の通知等までを委託して効率的に実施している例や、必要な検査能力の確保及び検査の効率的な実施の観点から検体プール検査法を積極的に活用している例も参考にしてください。

II. 報告について（集中的実施計画及び高齢者施設等に対する一斉検査等に係る報告様式等）

○ 今般、これまでの報告様式（集中的実施計画に係る報告様式、高齢者施設等に対する一斉検査等に係る報告様式）について、整理・簡素化いたしました。具体的には次のとおりです。

- ① 集中的実施計画策定時に提出いただく様式
- ② 毎週報告用の様式（集中的検査及び一斉検査等の実績を合算した概数を報告する様式）
- ③ 毎月報告用の様式

○ これまで、感染拡大の傾向が見られた場合に、クラスターが発生している地域において、高齢者施設等に対する一斉検査や感染が生じやすい場所・集団等に対する検査等を積極的に行うよう要請してきていますが（「オミクロン株の感染流行に備えた検査・保健・医療提供体制の点検・強化の考え方について」（令和3年12月22日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の1.の(3)①から④を参照）、今月以降に、これらの検査を実施した場合の報告については、今後次のとおりとします。

都道府県は、管内の保健所設置市及び特別区分を含めて検査の実績をとりまとめた上で、厚生労働省（corona-kensahan@mhlw.go.jp）に提出いただきますようお願いいたします（報告様式は保健所設置市毎や特別区毎に分けず、保健所設置市や特別区の検査の実績も合算して提出していただきますようお願いいたします。）。

なお、これに伴い、「医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査方法について（要請）」（令和3年1月22日厚生労働省新型コロナウイルス

ルス感染症対策推進本部事務連絡)等に基づく報告は令和3年12月分の報告をもって廃止いたします。

<報告内容>

別添1：策定した集中的実施計画

別添2：施設区別の総検査実施施設数、総検査実施件数、総陽性件数

別添3：令和3年12月22日事務連絡1.の(3)①～④の区分毎(①は②に含めて報告)の検査の実施施設数等、検体プール検査法による検査及び抗原定性検査キットによる検査の実施施設数等

<報告頻度>

別添1：緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域の指定が公示された日から3営業日以内(令和4年1月7日(金)に公示された広島県、山口県及び沖縄県については令和4年1月13日(木)まで)に報告してください。自主的に集中的実施計画を策定した場合には、策定後速やかに提出してください。

別添2：令和4年1月19日(水)以降、週単位で報告することとし、土曜日から翌週金曜日までの実施の分をその次週の水曜日までに報告してください。ただし、令和4年1月第1週分(1月1日(土)から1月7日(金)まで)については、令和4年1月第2週分(1月8日(土)から1月14日(金)まで)とともに、令和4年1月19日(水)までに報告してください。提出期限を厳守してください。

別添3：令和4年1月以降の月毎の実績を、翌月10日までに報告してください。

【参考】 関連事務連絡等

○オミクロン株への対応関係

- ・オミクロン株の感染流行に備えた検査・保健・医療提供体制の点検・強化の考え方について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000870904.pdf>

○高齢者施設等の検査の実績報告

- ・医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査方法について（要請）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000725744.pdf>

○集中的検査の意義・支援策等

- ・高齢者施設の従事者等への定期的な検査の積極的な受検について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000781628.pdf>

○集中的実施計画関係

- ・高齢者施設の従事者等の検査の徹底について（要請）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000734477.pdf>

- ・4月以降の高齢者施設等の検査について（要請）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000761125.pdf>

- ・高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査実施計画の7月以降の実施方針等について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000794604.pdf>

- ・高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の10月以降の実施方針について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000838786.pdf>

○まん延防止等重点措置・緊急事態措置関係

- ・まん延防止等重点措置区域における高齢者施設等への重点的検査等の実施について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000765721.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000768023.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000774971.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000774975.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000776845.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000779795.pdf>

- ・ 緊急事態措置区域における高齢者施設等への重点的検査等の実施について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000774985.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000776843.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000783119.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000779794.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000783119.pdf>

- ・ まん延防止等重点措置区域における高齢者施設等への重点的検査等の実施に向けた準備について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000774972.pdf>

#### ○参考資料

- ・ 高齢者施設等の集中的検査実施計画の策定状況（令和3年9月30日時点の計画まで）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000847318.pdf>

- ・ 高齢者施設等の集中的検査実施計画の実施状況（令和3年9月30日時点）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000865137.pdf>

以上